

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 Soil(以下「当財団」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金とは、一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
 - (2) 公募寄附金とは、一般社会に、使途・目的を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
 - (3) 指定寄附金とは、前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金をいう。
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 当財団は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(公募寄附金の募集)

第4条 公募寄附金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他寄附金の募集に必要な事項を説明した「募金目論見書」を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 公募寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(指定寄附金)

第5条 当財団は、個人又は団体より指定寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について、管理リスクが生ずるときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

(寄附金の辞退)

第6条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、当財団が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第7条 当財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和5年1月16日から施行する。